第８１回国民スポーツ大会冬季大会
スケート競技会
計画輸送バス運行業務
委託仕様書

令和８年１０月

第８１回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会

甲府市実行委員会

第８１回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会計画輸送バス運行業務委託

仕様書

１　業務名

第８１回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会計画輸送バス運行業務（以下「本業務」という。）

２　目的

本業務は、第８１回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、大会役員その他大会関係者の宿泊施設と競技会場、その他実行委員会事務局が指定する場所の間における安全、確実かつ円滑な輸送体制を確保することを目的とする。

３　委託期間

契約締結日から令和９年２月２６日（金）までとする。なお、計画輸送の運行期間は、原則として令和９年２月４日（木）から２月１０日（水）までの７日間とする。

４　業務等の概要

業務及び大会の概要等については「第８１回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会計画輸送バス運行業務委託プロポーザル参考資料（以下「参考資料」という。）」のとおりとする。

５　業務委託内容

（１）　業務計画書の作成

受託者は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した業務計画書を作成し、第８１回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会甲府市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の承認を受けること。

①　業務工程及び準備スケジュール
②　業務実施体制及び責任者
③　事務局、運行事業者及び関係者間の連絡・指示系統
④　事故、車両故障、積雪、交通障害その他緊急事態が発生した場合の緊急時対応及び連絡体制

（２）　輸送実施計画の提案・策定

受託者は、事務局が示す参考資料について、必要に応じて現地確認を行い、次の事項を精査して輸送実施計画を提案及び策定し、事務局の承認を受けること。

①　発着所の位置、動線、利用方法及び安全性
②　運行経路、距離、所要時間、混雑及び道路規制
③　車種、台数、配車時刻、発着時刻、待機時間及び回送
④　冬季の積雪・凍結、悪天候及び競技日程変更への対応
⑤　施設管理者、警備、宿泊施設その他関係者との調整事項

（３）　運行事業者及び車両等の確保

①　受託者は、輸送実施計画に基づき、本業務の実施に必要な車両及び乗務員を確保すること。
②　受託者が自ら運行を行わない場合は、関係法令に基づき必要な許可を有する一般貸切

旅客自動車運送事業者（以下「運行事業者」という。）を確保し、当該運行事業者と連携して本業務を実施すること。

③　複数の運行事業者を活用する場合は、受託者が本業務を統括し、各運行事業者間の配車、連絡及び調整を一元的に行い、業務に支障が生じない体制を構築すること。また、事務局との連絡調整及び契約上の履行について責任を負うこと。

④　事故、故障、需要変更等に備え、代替車両及び代替乗務員を迅速に確保できる体制を構築すること。

（4）　輸送業務の実施

①　輸送実施計画に基づき、計画輸送バスを運行すること。

②　使用する車両は、法定点検その他必要な整備が実施され、適正な管理の下に置かれた車両とすること。

③　事務局から配車時刻、配車場所、台数、運行事業者等の変更の申出があった場合は、可能な限り迅速かつ適切に対応すること。自ら運行を行わない場合においても、受託者が運行事業者等と調整を行い、可能な限り迅速かつ適切に対応すること。

④　運行指示書、時刻表、連絡先一覧、乗降場所図その他必要な資料を作成し、運行事業者等に確実に周知すること。

⑤　配車場所、台数、時刻等の変更に対し、受託者が窓口となって迅速に調整すること。

⑥　駐車場及び乗降場所では、事務局、施設管理者、警備員その他関係者の指示に従うこと。

（5）　運行状況の把握及び統括調整

①　受託者は大会期間中の運行状況を把握し、事務局との連絡調整を行うこと。

②　受託者は、競技日程の変更、交通渋滞、積雪その他の事情により運行計画の変更が必要となった場合は、事務局と協議の上、必要な調整を行うこと。

③　複数の運行事業者を活用し輸送を実施する場合にあっては、受託者は、情報伝達の系統及び連絡手段を明確にし、複数の運行事業者間で運行内容に齟齬が生じないよう統括調整すること。

（6）　緊急時の対応

①　突発的な故障、事故、乗務員の急病等により車両の運行が困難となった場合は、直ちに事務局へ報告するとともに、代替車両・乗務員の確保その他必要な措置を講じること。

②　積雪、交通規制、交通事故その他輸送に影響を及ぼす事象が発生した場合は、運行事業者及び関係機関等から必要な情報を収集し、安全を最優先として対応すること。

③　緊急時においても大会参加者の輸送への影響を可能な限り抑えることができるよう、代替輸送その他の対応方法をあらかじめ検討しておくこと。

（7）　問い合わせ及び苦情対応

本業務に関する問い合わせ、要望及び苦情に丁寧かつ適切に対応し、重要な事項は速やかに事務局へ報告すること。

（8）　業務報告

受託者は、運行終了後、次の事項を含む業務報告書を作成し、事務局が指定する期日までに提出すること。なお、重大な事案は、期日を待たずに直ちに報告すること。

① 日別、発着所別及び車両別の運行実績
② 乗車人数等の利用実績
③ 運行変更、事故、故障その他の特記事項及びその対応
④ 問合せ、要望及び苦情等への対応実績

6 安全管理及び法令遵守

（1） 受託者及び運行事業者は、道路運送法、道路交通法、旅客自動車運送事業運輸規則、労働基準法、その他関係法令・通達等を遵守し、安全を最優先として業務を遂行すること。

（2） 受託者が自ら旅客運送を行う場合は、当該運送に必要な許可等を有していること。受託者が自ら旅客運送を行わない場合は、必要な許可等を有する運行事業者に運送を行わせること。

（3） 受託者は、運行事業者に対し、安全運行に必要な情報を提供するとともに、各運行事業者が法令上負う運行管理その他の責務を適切に履行できるよう調整すること。

（4） 貸切バスの選定・手配に当たっては、国土交通省物流・自動車局「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の趣旨を踏まえること。

（5） 運行事業者の安全性評価認定、行政処分、安全管理の取組等を確認し、その結果を事務局の求めに応じて提示すること。

（6） 車両は、対人・対物及び搭乗者に係る十分な保険に加入していること。補償内容を事務局の求めに応じて提示すること。

（7） 運行経路及び気象条件に応じ、冬用タイヤ、タイヤチェーンその他必要な冬季装備を備えること。

（8）乗務員の健康状態、酒気帯びの有無、休息期間、運転時間等について、各運行事業者が法令に基づき確実に管理すること。

7 運行責任者の配置

受託者は、業務全体を統括する業務責任者及び運行期間中の運行管理・配車調整を担当する運行責任者を配置すること。同一人が兼ねる場合は、業務に支障がない体制とすること。

8 再委託等

（1） 受託者は、本業務の全部又は業務全体の統括、事務局との調整その他本業務の主たる管理部分を第三者に一括して委託し、又は請け負わせてはならない。

（2） 受託者が、適法な運送契約又は手配により運行事業者に実際のバス運行を行わせることは、本業務の性質上予定される履行方法とする。受託者は、運行事業者の選定、確保及び統括調整に責任を負う。

（3） 運行事業者その他第三者に業務の一部を行わせる場合は、相手方、業務範囲、役割分担及び責任関係を事前に書面で示し、事務局の承認を受けること。

9 秘密保持及び個人情報の取扱い

（1） 受託者は、本業務で知り得た秘密及び個人情報を適切に管理し、業務目的以外に使用し、又は正当な理由なく第三者に提供してはならない。履行期間終了後も同様とする。

（2） 受託者は、運行事業者その他業務に従事する者にも同等の義務を課し、必要な監督を行うこと。

（3） 情報の漏えい、紛失等が発生し、又はそのおそれがある場合は、直ちに事務局へ報告し、指示に従うこと。

１０　業務変更、中止及び不可抗力

（１）　競技日程、宿泊配置、参加者数その他の事情により業務内容を変更する場合は、事務局と受託者が協議し、変更内容及び費用を定める。

（２）　災害、荒天、感染症その他当事者の責めに帰することができない事由により業務の全部又は一部を中止し、又は変更する場合は、既履行分、取消料その他合理的に発生した費用の負担を、証拠書類に基づき双方で協議する。

１１　成果品の権利

（１）　本業務のために新たに作成された輸送実施計画、報告書等の成果品について、事務局は大会運営及び記録の目的で利用、複製及び改変できるものとする。

（２）　受託者又は第三者が従前から保有する著作物、ノウハウ、様式等の権利は、当該権利者に留保される。受託者は、成果品の利用に必要な範囲で事務局に利用を許諾する。

（３）　受託者は、成果品が第三者の権利を侵害しないよう必要な措置を講じること。

１２　その他

（１）　受託者は、本業務の趣旨を理解し、事務局と緊密に協議・連携して業務を進め、進捗を適時報告すること。

（２）　大会関係者に対し、親切かつ丁寧に対応すること。

（３）　受託者の責めに帰すべき成果品の不備が判明した場合は、受託者の負担で速やかに修正すること。

（４）　本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、事務局と受託者が協議して定める。